令和元年

第2回市議会定例会 議案第9号

函館市森林整備等対策基金条例の制定について

函館市森林整備等対策基金条例を次のように定める。

令和元年6月20日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市森林整備等対策基金条例

(設置)

- 第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律 第3号)に基づき国から譲与を受ける森林環境譲与税により実施する 森林の整備およびその促進に関する施策に要する経費に充てるため、 函館市森林整備等対策基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)
- 第2条 基金は、予算の定めるところにより積み立てるものとする。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有 利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、函館市一般会計歳入歳出予算に 計上して、第1条の基金の設置の目的のための施策に要する経費に充 て、または基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 市長は,第1条の基金の設置の目的のため必要があると認める ときは,基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上 して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、 市長が定める。

附 則

この条例は,規則で定める日から施行する。

(提案理由)

森林整備等対策基金を設置するため